## $\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第

号

デ 号 、 だ だ 時 条 ジ 分 +  $\mathcal{O}$ 無 割 書 第 線 タ 九 八 書 多 年 設  $\mathcal{O}$ 兀 ル  $\equiv$ 第 総 コ 元 + 備 同 接 務 第 兀 九 号 規 続 F 条 則 省 + 口 方 告 た V 項 九  $\mathcal{O}$ 式 昭 第 だ ス 条 八 示 第 広 電  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 和 <del>---</del> 帯 号 書 話 八 た + 域  $\mathcal{O}$ 百  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 無 デ だ 五. 九 同 + 線 ジ  $\mathcal{O}$ 第 号 年  $\equiv$ 電 書 局 タ 兀 ハ 号 第 及 又 ル 項 波 監 は 第 コ 同 U 時 P ] 項 項 理 <del>---</del> ホ 第 第 号 委 Н K 分 員 S 割 六 レ \_\_\_ 1 同 た 会 号 号  $\mathcal{O}$ ス 多 項 無 電 だ 第 規 元 及 1 線 話 接 た 則 L び 続 だ 書 号 第 局  $\mathcal{O}$ 同 12 無 方 条 及 + L ホ 書 第 使 式 U 八 線 号) 用 狭 同 同 局 及 帯 号 条 す 項 U る 第 時 第 第 域 同 ハ 三 号 無 分 デ 兀 線 割 ジ 号 + 同 項 ハ 設 た 第 タ 項 九 • 備 だ 第 条 直 ル 同 号 交 L 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ コ 第 号 八 技 周 書 た だ 波 術 K  $\mathcal{O}$ ハ  $\mathcal{O}$ 数 号 的 規 並 V 第 分 書 条 ス 定 ホ U 件 割 雷 に 並 に 並 \_\_\_ 等 話 多 基 同 項 び び 第 を  $\mathcal{O}$ づ に 条 に 元 定 接 無 き、 第 第 同 \_\_\_ 続 号  $\Diamond$ 兀 線 項 亚 る + 第 方 局 項 1 件 式 成 九 た た

亚 成 年 月 日

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

正

す

る

総 務 大 臣 野 田 聖 子

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 を れ に 順 次 対 応 す る 改 T. 後 欄 に 掲 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を

付

L

た

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

8

る。

	三 [略]  三 [略]  三 [ 1 略]  三 [ 1 略]  三 [ 1 略]  三 [ 1 略]  三 [ 1 [ 1 ]  三 [ 2 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 1 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 1 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 2 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 3 ]  三 [ 5 ]  三 [ 6 ]  三 [ 6 ]  三 [ 6 ]  三 [ 7 ]  三 [ 8 ]  三 [ 7 ]  三 [ 8 ]  三 [ 8 ]  三 [ 8 ]  三 [ 9	改正後
	[日上]  [1 同上]  [1 同上]  [1 同上]  [1 同上]  [1 同上]  [1 同上]  [2 [同上]  [2 [同上]  [3 同上]  [3 同上]  [3 同上]  [3 同上]  [5 同上]  [6 中分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアセンスを代行するものに限の。) にあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及がキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及がキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及がキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及がキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及でそれに対応する受信電力が、連続するニフレーム以上にわたり、(二) 六二デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。  [5 同上]  [6 中分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにある場合に限り、電波の発射が可能であること。  [5 同上]  [6 中分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアもる場合に限り、電波の発射が可能であること。  [7 中分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機(子機のキャリアものに対した対応する受信電力が、連続するニフレーム以上にわたり、(二) 六二デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。ただし、電気通信業務を行うものにあっては別に定める。ただし、電気通信業務を行うものにあっては別に定める。	改正前

附

則

この告示は、公布の日から施行する。